

## 阿南工業高等専門学校運営委員会規則

(平成16年4月1日)

(規則第5号)

(設置)

第1条 阿南工業高等専門学校に阿南工業高等専門学校運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げるもののうち重要事項について審議する。

- (1) 教育・研究及び管理運営に関すること
- (2) 教務・学生支援・寮務に関すること
- (3) 学科・専攻科の運営方針に関すること
- (4) 地域連携・テクノセンターの運営方針に関すること
- (5) グローバル化の推進・展開に関すること
- (6) 予算の基本方針に関すること
- (7) 外部評価等に関すること
- (8) 学則その他重要な規則の制定及び改廃に関すること
- (9) 名誉教授の称号の授与に関すること
- (10) 高度情報教育センターの運営方針に関すること
- (11) その他学校運営に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 教務主事、学生主事及び寮務主事
- (4) 創造技術工学科長
- (5) 専攻科長
- (6) 地域連携・テクノセンター長
- (7) 広報情報室長
- (8) 一般教養主任及びコース主任
- (9) グローバル推進室長
- (10) 自己点検・評価委員長
- (11) 事務部長
- (12) 総務課長及び学生課長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 阿南工業高等専門学校運営委員会規則(昭和44年4月1日規則第1号)は、廃止する。

3 阿南工業高等専門学校施設整備計画推進委員会規程(平成13年3月7日規程第6号)は、廃止する。

4 阿南工業高等専門学校職員レクリエーション委員会規程(昭和51年7月1日規程第6号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成16年6月16日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年8月28日から施行する。